

部 局 等 の 長 殿

学 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触者に係る
待機期間（健康観察期間）等について（通知）
〔令和4年3月31日更新〕

このことについて、本学では、令和4年1月31日付け学内職第124号にて通知したところですが、オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限について、厚生労働省及び沖縄県がその考え方について示しております。

本学でも、これらに基づき、オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限に係る基本的な考え方について、危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対策）が「[感染再拡大防止と社会経済活動を継続するための対処期間（沖縄県対処方針）の遵守及びオミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限について（通知）](#)」の中で通知しておりますので御確認ください。

併せて、濃厚接触者の待機期間等について、一部の情報を更新・整理しましたので、貴下職員へ周知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。（※前回通知からの変更箇所は赤字表記としています。）

また、本通知をもって令和4年1月31日付け学内職第124号を廃止することをお知らせします。

なお、大学病院職員については、別途病院長の指示に従い対応願います。

記

- 濃厚接触者の待機期間について
陽性者（無症状者を含む）との最終接触日を0日目とした**7日間** 又は
4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（自費）で陰性を確認した場合は5日間
- 陽性者の療養期間について
 - 症状がある場合
 - ①入院等により医師の指示が受けられる場合 →医師の指示に従うこと
 - ②自宅療養等で医師の指示が受けられない場合
→発症日から10日間以上経過かつ症状軽快後72時間経過したことを保健管理センターに報告した上で指示に従うこと
 - 症状が無い場合
検体採取日を0日目とした**7日間**（無症状のまま7日間経過後出勤可能）
- 帰国・入国後の自宅待機等期間について [変更なし]
 - (1) オミクロン株が支配的となっている国・地域から帰国・入国した場合
自宅又は宿泊施設等での待機、待機期間中の健康観察及び公共交通機関不使用について**7日間**
 - (2) オミクロン株以外の変異株が支配的となっている国・地域から帰国・入国した場合
自宅又は宿泊施設等での待機、待機期間中の健康観察及び公共交通機関不使用について**14日間**【注：現時点では指定国・地域はありません。】

(次ページに続く)

4 その他

- (1) 上記のほか、判断が難しい場合は、上司又は所属の総務担当係に連絡して指示を仰ぐこと
- (2) 国や沖縄県の方針等の見直しに伴い、これらの取扱いについては変更することがあること

5 参考情報

[オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限についての沖縄県の考え方](#) (沖縄県)

[新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について](#) (沖縄県)

[新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について](#) (厚生労働省)

[新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置](#) (外務省海外安全ホームページ)

<本件担当>

総務部職員課職員係

内 線 : 8026 / 8027

E-mail : jnsyoku@acs.u-ryukyu.ac.jp